

新潟市立東新潟中学校同窓会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は新潟市立東新潟中学校同窓会と称する。

第 2 条 本会は新潟市立東新潟中学校卒業生の親睦を図り母校の発展に協力するものである。

第 3 条 本会の事務局は新潟市立東新潟中学校に置く。

第 2 章 会員・役員及び会務

第 4 条 本会の会員は次の通りである。

1. 通常会員 新潟市立東新潟中学校の卒業生
2. 客 員 新潟市立東新潟中学校の現職員
3. 名誉会員 新潟市立東新潟中学校の旧職員

第 5 条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 4 名
3. 常任幹事 若干名
4. 会 計 係 2 名
5. 幹 事 卒業時の学級ごとに男女各 1 名

第 6 条 本会の役員の仕事は次の通りである。

1. 会 長 会を代表し会務を統理する。
2. 副 会 長 会長を補佐し会長の事故ある時はこれに代わる。
3. 常任幹事 会務を処理する。
4. 会 計 係 会計事務を処理する。
5. 幹 事 同期会、同級会等を処理する。

第 7 条 本会の役員は次の方法により選出する。

1. 会長・副会長 常任幹事会で選出する。
2. 常 任 幹 事 常任幹事会で選出する。
3. 会 計 係 常任幹事会で常任幹事中より選出する。
4. 幹 事 卒業時に各学級で選出する。

第 8 条 会長、副会長、会計係の任期は 3 年とする。但し留任を妨げない。

第 9 条 本会に、常任幹事会において議決権を有しない名誉会長を置くことができる。

1. 名誉会長は、歴代の会長をもってあてる。
2. 名誉会長は常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第 3 章 集 会

第 1 0 条 本会の集会は次の通りとする。

1. 総 会 必要がある時開催する。
2. 常任幹事会 会長，副会長，常任幹事で構成し，毎年 1 回開催する。
3. そ の 他 同期会，同級会等は随時開催する。

第 4 章 会 計

第 1 1 条 通常会員は入会に際し入会金として，金 5 0 0 円を納入するものとし，その他の運営に必要な経費は寄付金及び会員の拠出によるものとする。

第 5 章 その他

第 1 2 条 会則の改正は常任幹事会の決議による。

第 1 3 条 会則及び役員等に変更の合った場合は総会等で報告する。

附 則

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日改正。